

出張所に係る整備指針

1 出張所の役割等

出張所はこれまで、市民の身近な窓口として、各種証明書発行、申請受付、相談業務を行ってきました。

今後、マイナンバー制度活用の拡大や情報技術の一層の進展により、各種証明書発行等の業務の変化が予想される一方、少子高齢化を背景とした地域課題の解決を図るための地域住民主体の取組の重要性が増す中、地域活動に対する相談・支援業務の強化が求められています。

2 出張所の整備の考え方

地域活動の拠点として公民館やコミュニティセンター等が位置付けられており、地域活動に対する相談支援業務を行う出張所とこれら施設の一体化による整備を行うことで施設と機能の一体化を図ります。

(1) 新規施設の整備

津市公共施設等総合管理計画に基づき、新規施設の整備については、出張所機能単独での整備は原則行わず、地域活動に対する支援機能を公民館やコミュニティセンター等に位置付けます。

(2) 既存施設の更新

単独設置となっている出張所については、大規模改修や建て替えの必要性が生じる機会を捉え、地域活動の拠点となる施設への複合化を進めます。

また、地域活動の拠点となる施設がない場合には、国県等の施設との複合化や併設についても検討します。

既に複合施設となっている施設については、更新が必要となった際には、津市公共施設等総合管理計画に基づき他の施設との更なる複合化を検討し進めます。

(3) 施設の使い切り

既存の出張所施設の周辺に複合化が可能な他の公共施設や国県等の施設がない場合には、大規模改修や建て替えの必要性が生じた機会に単独施設としての長寿命化を図ります。

また、既存の出張所における会議室、和室等については、公の施設として貸館機能を位置付け、利用率の向上による施設の使い切りを図ります。

3 施設機能の考え方

出張所の事務室については、将来的な動向を見据え、最小限のスペース、

汎用的な設計とします。

また、職員1人当たりの必要面積は、国土交通省が策定した新営一般庁舎面積算定基準を基本とし、窓口の記載・相談スペースや、各種端末、コピー機、書庫等に必要なスペースを加えた面積とします。

自治会等の地域団体と打合せのための会議室等については、貸館機能を共用します。

4 将来に向けた出張所の在り方

(1) 他の公共施設機能との一体化

地域活動の拠点として公民館やコミュニティセンター等が位置付けられており、出張所とこれら施設の一体化による整備を行うとともに、出張所における地域活動への相談・支援機能の強化を進めることで施設と機能の一体化を図ります。

また、一体化による相談・支援体制の強化を図るための体制整備を進めます。

(2) 地域活動拠点としてのコミュニティ施設に係る整備指針との整合

出張所の整備に当たっては地域活動を推進していく施設及び機能として、別に定めるコミュニティ施設（コミュニティセンター・集会所・農民研修センター）に係る整備指針や公民館に係る整備指針などの地域活動拠点施設における整備指針との整合を図り進めていきます。